

船舶事故調査報告書

平成25年3月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（橋脚）
発生日時	平成24年10月8日（月、祝日） 16時45分ごろ
発生場所	大阪府泉佐野市関西国際空港連絡橋 泉佐野市所在の阪南港泉佐野A防波堤灯台から真方位251° 1,920m付近 （概位 北緯34°25.0′ 東経135°17.4′）
事故調査の経過	平成24年10月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 ^{えびす} 戎丸、5.9トン 250-9887大阪、個人所有 9.25m (Lr) × 2.65m × 0.74m、FRP ディーゼル機関、136.07kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年10月18日 免許証交付日 平成21年6月9日 （平成26年10月17日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（釣り客）、軽傷 3人（釣り客）
損傷	船首部が大破
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、平成24年10月8日15時30分ごろ、釣りを終了し、和歌山県和歌山市地ノ島北方沖を発進し、泉佐野市佐野漁港に向けて帰途についた。</p> <p>船長は、操舵室右舷側の操縦席で椅子に腰を掛けて操船に当たり、関西国際空港連絡橋の橋脚（P23）とその南東側（泉佐野市りんくうタウン側）の橋脚（P24）との間の水路（以下「本件水路」という。）に向ける約062°（真方位、以下同じ。）の針路にGPSプロッターで設定し、約12～13ノットの速力で自動操舵により航行した。</p> <p>船長は、時々、針路の微調整を行いながら、約060～062°の針路でいつもより橋脚（P24）側に向けて航行し、本件水路まで約300mの所に差し掛かった頃、知人に帰港予定を連絡するために操</p>

	<p>舵室右舷端にある機関操縦ハンドル付近に置いていた携帯電話を取り出そうとしたとき、携帯電話が椅子の後方の床上に置いていた釣り竿約15本や釣り具の間に落ちたので、椅子から離れて探し始めた。</p> <p>船長は、下を向いて携帯電話を探していたところ、16時45分ごろ、携帯電話を拾い上げたとき、橋脚（P24）に衝突した。</p> <p>付近で操業中の漁船は、本事故の発生を知って本船に横付けし、釣り客6人を本船から移乗させて佐野漁港に輸送するとともに、救急車を手配した。</p> <p>釣り客は、6人のうち1人が救急車で病院に搬送されて肋骨2本骨折と診断され、他の3人が打撲傷などを負った。</p> <p>本船は、船首部が大破して脱落したため、自力航行ができなくなり、僚船に横抱きされて佐野漁港に帰港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約134cm</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、平成21年6月15日、大阪府に遊漁船業者の登録を行い、大阪府知事に対して業務規程の届出をしており、船長ほか1人を遊漁船業務主任者に選任して遊漁船業を営み、本船を平成24年9月に購入して遊漁船として運航していた。</p> <p>船長は、和歌山市加太瀬戸付近の釣り場から佐野漁港に帰航する場合には、ふだんから本件水路を航行していた。</p> <p>連絡橋は、りんくうタウンから関西国際空港へ北西方向に架設された全長3,760mのトラス橋（部材を三角形に組んだ構造）であり、橋脚（P23）と橋脚（P24）との間が約150mとなっており、本船が衝突した橋脚（P24）は、海面付近が一辺約6mの四角形であった。</p> <p>釣り客は、6人のうち5人が操舵室後部の船室におり、他の1人が船室の入口付近で長椅子に腰を掛けていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用しておらず、釣り客6人は、釣りを行っていたときには救命胴衣を着用していたが、本事故発生時には、船室の入口付近にいた釣り客1人のみが着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、泉佐野市所在の関西国際空港連絡橋下の本件水路に向けて東北東進中、船長が釣り竿などの間に落とした携帯電話を探していたことから、橋脚（P24）に向けて航行し、同橋脚に衝突したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、泉佐野市所在の関西国際空港連絡橋下の本件水路に向けて東北東進中、船長が釣り竿などの間に落とした携帯電話を探していたため、橋脚（P 2 4）に向けて航行し、同橋脚に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。